

自動車地球温暖化対策実施方針について

趣旨・目的

- 大規模荷主や大規模集客施設の所有者・運営者、マイカー通勤者が多数いる事業者など、事業活動の中で自らが直接自動車を使用している訳ではないが、顧客や従業員などとして間接的に使用していることとなる事業者は、自動車地球温暖化実施方針を作成し、CO₂削減に取り組まなければならない。
- その実施方針は、自動車地球温暖化対策指針に基づいて策定することになっている。

自動車地球温暖化対策実施方針の概要

対象

別表に示す要件に該当する事業者

主な 取組内容

①大規模荷主

- ・積載率の向上
- ・共同輸配送の促進
- ・エコドライブの推進
- ・路上駐車防止のための荷捌き場や駐停車場所等の整備など

②大規模集客施設

- ・公共交通機関等利用の啓発
- ・駐輪場等の整備、エコドライブの啓発など

③マイカー通勤が多数いる事業者

- ・公共交通機関や自転車の利用促進
- ・エコドライブの啓発
- ・時差通勤の実施
- ・低燃費車の購入支援など

(報告)

- ・3年分の取組方針

※年度ごとの実績報告は必要ありません。

別表 対象となる事業者

①大規模荷主

以下の3つの条件をすべて満たす事業者

- 従業員数300人以上
- 主たる事業が次の事業に該当する事業所を設置する事業者
 - ・鉱業、採石業、砂利採取業・建設業
 - ・製造業・運輸業、郵便業（倉庫業に限る）
 - ・卸売業、小売業
- 貨物の運送を委託している事業者や、その貨物を受け取る事業者

②大規模集客施設事業者

映画館、店舗、飲食場などの集客施設※で、その用途面積が1万㎡以上である施設の所有者又は運営者

※集客施設とは次の用途に供する建築物

- ・劇場・映画館・演芸場・観覧場・店舗・飲食店
- ・展示場・遊技場・勝馬投票券発売所
- ・場外車券売場・場内車券売場・場外勝舟投票券発売所

③マイカー通勤が多い事業者

従業員数300人以上の事業所で、自家用自動車通勤している従業員が全従業員の半数以上である事業所を設置する事業者